

宗祖と得一

中 條 暁 秀

(一) はじめに

「開三顯一」⁽¹⁾とは『法華経』の代表的な思想の一つである。特に方便品を中心とした前半一四品の主題である。すなわち、釈尊が四〇余年方便として説いた三乘（声聞・縁覚・菩薩）の差別的教えを開いて、平等の眞実一仏乘（法華経）に帰入せしめることをいうのであるが、その論拠は方便品の「十方仏土中 唯一乘法 無二亦無三 除仏方便説」⁽²⁾であり、法師品の「此経開方便門。示眞真相。」⁽³⁾である。

そして、この一乗と三乗との関係は、かつて最澄と得一との間で「三一權実論争」として大問題となつたものである。いうまでもなく、一乗眞実三乘方便は天台法華の根本的立場である。この根本的立場を否定し、三乘眞実一乘方便を主張したのが得一⁽⁴⁾である。

しからば、宗祖が外相承の師と仰ぐ最澄を真向から否定した得一を、宗祖はいかなる人物として觀察されたかは、一箇の興味ある問題であらう。

(二) 得一の伝

周知のように、得一は奥州会津に住み、弘仁八年（八一七）頃から同一二年（八二一）頃までの五年間に亘って、

天台法華宗の祖最澄との間で、三乘・一乘権実に関する大論争を展開した法相宗の学匠である。⁽⁵⁾

得一の伝で最も確実なものは、最澄及び空海の著作中に記されていることである。そして、これに次ぐものが、

『私聚百因縁集』（正嘉元年—一二五七・愚勸住信）、『元亨釈書』（元亨二年—一三三二・虎関師鍊）、『南都高僧伝』（鎌倉末期？・著者不明）、『尊卑分脈』（明暦二年—一六五六・洞院公定撰）、『東国高僧伝』（貞亨五年—一六八八・高泉性激）、『本朝高僧伝』（元禄十五年—一七〇二・元師蛮）等の資料である。

まずこれらの資料に則て、得一の伝の素描を試みる。本来ならば確実な資料によって論を構成すべきであるが、その資料が極めて乏しい。したがって、いわば二次的資料とでもいべき僧伝を軸にして、確かな資料がある場合には適宜それを用いることにする。

(4) 出自

得一の出自について、『私聚百因縁集』には、

左大臣藤原ノ卿惠美ノ第四男⁽⁶⁾

とあり、『南都高僧伝』には、

徳一菩薩。惠美大臣息也。⁽⁷⁾

と記すのであるが、『南都高僧伝』よりやや早い成立と思われる『元亨釈書』には何の記述もない。さらに『尊卑分脈』には、

惠美 仲 磨^{ハス}——訓儒

天平宝字二八廿五

依勅姓

妹内加惠美兩字云々

々

(中略)

天平宝字八九十七

依謀叛企為勅命被

誅戮云々 五十五

世人号惠美大臣

真光 刈田磨射殺之

朝狩アサカゲ

真久マキヒ

湯磨

薩雄サキヲ

辛加知シノカチ

刷雄シラヲ

徳尅菩薩

以上四人依父縁坐被誅戮

なおこの凶の刷雄の項に「母同刷雄、徳一菩薩是也、一説云刷雄是也云云」という頭注が加えられてある。⁽⁸⁾

とあり、『東国高僧伝』には

不詳何許人。⁽⁹⁾

と、そして、『本朝高僧伝』には、

惠美大臣仲麻呂之子。⁽¹⁰⁾

と、諸書は惠美押勝の息男説を伝えるのであるが、この押勝の息とする説に齒田香融氏は「徳一が惠美押勝の息男であるとするには、年代的にも系譜的にもすこぶる疑わしい」⁽¹¹⁾。との否定的な意見を述べられている。ところが逆に塩

入充忠氏は「今から七百年程前に常陸地方には徳一法師は押勝の子と云はれてゐたことは確かであり、南都高僧伝にも惠美大臣の息と云うてゐるし且つ異説としても確實なものがない以上徳一法師は押勝の息として差支ないと思ふのである。」⁽¹²⁾と、肯定的な見解を示されている。

(四) 誕生年

得一の誕生年についての資料は一切ない。ただ『南都高僧伝』に、

天長元年七月廿七日自^二惠日寺^一下^三着常陸国^一。年七十六。⁽¹³⁾

との一文に注目してみると、得一が惠日寺から常陸国に下着した天長元年（八二四）に、得一の年令が七六才であったとしてみると、天平勝宝元年（七四九）生れということになる。しかし、その一方ただ単に得一は七六才で入滅したとの見方もできる。そうすると、この文だけでは生年の換算は無理となるが、ただ言えることは、得一が押勝の子で天平勝宝元年生れであるとすると、押勝が斬首に処されたのが天平宝宇八年（七六四）であるから、その時得一は一五才ということになり、法敵最澄（神護景雲元年—七六七、近江国に生れた。）より一八才年長であることになる。また、たとえ押勝が誅された年に生れたとしても、最澄より最低三年の年長であることは明言できる。

(五) 学系

得一が興福寺の修円について法相教学を学んだことは、諸伝ほぼ一致する。すなわち、『元亨釈書』に、

学^三相宗于修円^一。⁽¹⁴⁾

とあり、『東国高僧伝』⁽¹⁵⁾も同様の記述である。さらに『本朝高僧伝』に、

随^三興福寺修円僧都^一。稟^二法相旨^一。⁽¹⁶⁾

と、あることによつて間違ひなさそうである。ただし、『私聚百因縁集』には、これらの僧伝と異なつた説を記している。ちなみに、それを記すと、

元西・大寺ノ沙門、、、、(中略)、、、得一ハ修因和尚ノ血脈ノ弟子ナリ。(傍点筆者)
のごとくである。(傍点注意)⁽¹⁸⁾

しかし、むしろこれらのことよりも、得一の師承について論及した『法華秀句』に注目すべきであろう。すなわち
若言^レ短翻^ニ聖^ト師^ト説^ト。未^レ知。師^ノ傳^ニ日^本。若言^レ道昭^及智通^ト。古記^ノ中^ニ示^セ其^レ文^ト。若言^レ古徳^所傳^ノ語^ト。不^レ足^レ令^レ信^ニ後^ノ學者^ト。若言^レ比蘇^及義淵^ト。自然^ノ智^宗無^レ所^レ稟^ト。短翻^何言^レ有^レ稟^ト。短翻^若言^レ自^所悟^ト。早速^捨離^ニ此^ノ邪^見。(19)
とある。つまりここには、道昭・知通・比蘇・義淵の名を挙げ、得一の学系がこの中の誰の系統に属すかを質問している。このうち道昭・知通・義淵の三人は、いずれも奈良前期の法相宗の代表的学匠であり、比蘇(道瑯)は華嚴の学匠であるばかりでなく、禅を我国に伝えた人物である。⁽²⁰⁾ いわば日本仏教の黎明期の重鎮達ばかりである。とすると、このことは、得一の学系があまりはつきりしたものではなく、少なくとも最澄はその点について何も知らなかつたことを示すようである。⁽²¹⁾

次に門弟について『元亨釈書』が、

門葉益茂⁽²²⁾

といい、『東国高僧伝』が、

門弟繁興⁽²³⁾

と述べ、『本朝高僧伝』⁽²⁴⁾にも同様の記述がある。これらからみると、得一一門は非常に栄えていたようである。

三に勉学の場所であるが、『尊卑分脈』によると、

初住興福寺⁽²⁵⁾

と記してある。前述したように、師匠が修円であるとすれば、興福寺に関係していたであろうことは当然知られるところである。さらに東大寺にも関わりがあったことは、目録類等によっても知られる。たとえば『注進法相宗章疏』に、

同論(成唯識論) 同異補闕章二卷 東大寺徳一撰⁽²⁶⁾

とあり、『東城伝灯目録』が、

恵日羽足三卷 平備南本東大寺得⁽²⁷⁾

といい、『本朝高僧伝』が、

住⁽²⁸⁾東大寺

とあることよって知られよう。

ところで、最澄が『守護国界章』に、

飢食者。弱冠去⁽²⁹⁾都。久居⁽³⁰⁾二隅

と記すように、得一は二〇才前後位で辺境の東国に赴いたのであるが、その得一の境遇について最澄は、

居住遠⁽³¹⁾京。明匠難⁽³²⁾得。法門不⁽³³⁾具。

と表現している。しかし、かかる環境の中で良く正統法相義を守り、当時最新の知識を誇る最澄を相手に、五年間に亘る大論争を戦い抜いた逞しい闘魂には頭が下る思いがする。

(二)東国隅居

得一が東国に移住した理由については様々な説がある。いくつか紹介すると、一に最澄難破説、二に天告説、三に反乱起因説、四に鹿島神社を慕つての東国入り説、等である。

まず最澄難破説であるが、これは得一が最澄を難破したために天皇の逆鱗に触れて、東国に謫遷されたというものである。その根拠となるものは、『本朝高僧伝』によるものと思われる。すなわち、伝は、

管作_三法華新疏_一。難_三破_二伝教_一。相徒_三褒_二称_一。其性_三真_二率_一。偶_三忤_二朝_一議_一。謫_三遷_二東_一土_一。

といい、伝尾には、

賛日。翹_三標_二厄_一折_三於_二雪_一風_一。於_レ人_三皆_二爾_一。宍_三公_二難_一名_三師_二也_一。触_三逆_二鱗_一也。

というのである。周知のごとく最澄が法華十講を初めて講じたのが三三才、公の講筵を張ったのが三六才の高雄講經の時である。得一との論争は、いわゆる東国教化の時からであるから、最澄五〇才の時である。とすると、最澄より年長で(四)の誕生日の項参照)、その上、年弱冠にして都を去った得一が、三三論争が原因となつて、帝意に触れて東国に謫遷されたとは同意しがたい。しかも、この説は『本朝高僧伝』のみにあり、他の諸書にはない。したがつて、『本朝高僧伝』にいう最澄難破説は、恐らく著者である師蛮の胸臆の説と思われる。

二に天告説である。これは『私聚百因縁集』の、

然_レ得_三天_二告_一、修_三行_二東_一州_一云_二云_一。

というのが根拠である。

三に父勝押の反乱起因説である。前述したように得一が押勝の息であるとする、恐らく父押勝の反乱に連座した

がゆえに、子である得一は東国に移居したものと考えられる。この説の典拠は、享保三年（一七一八）成立の『諸嗣宗脈記』の

筑波東土先徳菩薩。惠美大臣之子故流于東土⁽³⁴⁾である。

四に茨城の鹿島神社を慕つての東国入り説である。この説は、前掲の塩入氏の「徳一法師雜考並に伝教大師との論争⁽³⁵⁾」に見えるところである。すなわち、「春日鹿島神が法相擁護神なる故に」という説で、五百年前に書かれた『神明鏡』に記すところである。」として、

徳盜大師内麻呂惠美押勝申セシ其子也。法相宗南都御座。春日鹿島法相擁護神御ヌレハトテ。常州鹿島下。筑波山四十八ヶ所靈場建立。加之國中數十ヶ所建立⁽³⁶⁾。

というのであるが、これだけでは理由薄弱であろう。

しかし、良く考えてみるに、若くして辺境に移住したということは、上述の四説以外の何か特別の事情があったためであろうか。もし筆者の抱く得一像の一端を述べるならば、恐らく当時の南都の仏教に飽き足らず、東国の自由清新な新天地に、法権の真面目を再建しようとして、東国入りしたのではないかと想像するものである。

(㊦) 梵字草創

得一の建立した寺院として伝えられるものは、塩入亮忠氏の調査によると、福島県を中心に、茨城・山形・栃木などの四県に亘り、三一ヶ寺にのぼる⁽³⁷⁾。

ところで、得一の梵字草創について諸書を一瞥すると、まず『私聚百因縁集』が、

然得^レ一ノ建立ノ伽藍諸國ニ多シ。就^レ中常ト奥ノ兩陸ノ境殊ニ盛也。奥州会津石梯山ニ建^ニ立ス清水寺^一。会津大寺是也。

大同元年。丙戌。平城天王九年也。從^ニ爾時^一今至^ニ正嘉元年^一丁巳。四百五十余年ナリ。其時ニ彼ノ寺ヲ付^ニ屬弟^一

子。名云^ニ今与^一爾時有^ニ一首ノ詠歌^一。縁有我亦今与^ニ石梯ノ山ノ脚ノ清水ノ寺^一云云。今ノ世ニハ此ノ寺ヲハ号^ニ惠^一

日寺^一。從^レ其出^ニ常陸ノ國^一。建^ニ中禪寺^一。処々建立ノ寺々草創不^レ遑^ニ羅織^一。

といひ、『元亨釈書』が、

關^ニ常州築波山寺^一。、、、(中略)、、、終^ニ慧日寺^一。

と、『南都高僧伝』が、

徳一寺常陸國御建立。山寺名^ニ中禪寺^一。云云⁽⁴⁰⁾

と、『尊卑分脈』が、

後住^ニ奥州惠日寺^一。

と、『東国高僧伝』が、

居^ニ常州築波山寺^一。、、、(中略)、、、後終^ニ于慧日寺^一。

と、『本朝高僧伝』が、

開^ニ常州築波山^一。、、、多建^ニ梵宇^一。、、、以^ニ某年^一終^ニ於慧日寺^一。

と、得一が筑波山寺(茨城県筑波郡筑波町、別名筑波山中禪寺)と惠日寺(福島県耶麻郡磐梯町)を開創したことを記すとともに、得一の終焉の地が惠日寺であることも記している。さらにこれら二ヶ寺以外の諸寺の建立について、前述の『本朝高僧伝』が「多建^ニ梵宇^一」といひ、『私聚百因縁集』が「就^レ中常ト奥ノ兩陸ノ境殊ニ盛也」と述べ、

塩入氏の調査によって明白なごとく、事実その地域に多数の寺が建立されていたことを知るのである。

(2) 寂地寂年

得一の入寂地・寂年についての確説を求めることは困難である。まず入寂地であるが、前述したように『元亨釈書』・『尊卑分脈』・『東国高僧伝』・『本朝高僧伝』等一致して、恵日寺を入寂地としているが、この恵日寺という寺が二つある。一つは現在の福島県いわき市の恵日寺、他は前述の会津磐梯町の恵日寺である。しかし、諸書にいう恵日寺とは、現在得一の墓のある磐梯町の恵日寺を指すことは間違いないようである。⁽⁴⁴⁾

次に寂年であるが、前述した『南都高僧伝』にいう「七十六」を正しいと仮定し、得一の父押勝伏誅の年に生れたとしてみると、承和六年（八三九）の入寂となる。これとても仮の計算であって明瞭ではない。

(b) 生活態度

得一の日常生活は戒律を守って、道風高潔、極めて厳しかったようである。すなわち、弘仁六年（八一五）の空海が得一に送った書状「高野雜筆集・陸州の徳一宛」によると、

聞道徳一菩薩。戒珠氷玉智海泓澄。斗薺離京振錫東往。始建法幢開示衆生之耳目。⁽⁴⁵⁾

とあることによって明瞭であろう。また、この他の諸書にあっても、例えば『元亨釈書』が、

而嫉沙門莊修麤食弊衣恬然自怡。⁽⁴⁶⁾

と、『東国高僧伝』が、

道風高潔。、、、、行三杜多行。弊衣破履。藿食藜藿晏如也。⁽⁴⁷⁾

と、『本朝高僧伝』が、

悪⁽⁴⁸⁾僧華修⁽⁴⁸⁾。常修⁽⁴⁸⁾杜多⁽⁴⁸⁾。麻衣菴食。恬然自居⁽⁴⁸⁾。

とあるように、鹿食弊衣で、僧徒の華修を惡み、常に杜多を行じ、怡然晏如たるものがあつたようである。

そして、得一の著述の断片から推測しても、意志の強い、博学深智、徳化の深広は恐らく右に出る者はない程の材で、奈良末期から平安初頭の仏教界を代表する人物であつたことは間違いないところであろう。それゆゑ、『元亨釈書』・『尊卑分脈』⁽⁴⁹⁾・『東国高僧伝』⁽⁵⁰⁾・『本朝高僧伝』⁽⁵¹⁾等にあるように、死後も「全身不⁽⁵²⁾壞」という伝承が信じられ、民衆の教化に力を尽し、土民が大いに貴んで「菩薩」⁽⁵³⁾と、あるいは、「大師」⁽⁵⁴⁾と称したことも首肯できるところである。

(イ)異称

得一はその実名だけでも種々の字を以て書かれ、かつ、異称も多い。今、不十分ながらそれらをまとめると左の通りである。

異称	出典	異称	出典
徳一	真言宗未決文 諸嗣宗脈記 元亨釈書 本朝高僧伝 法華開示抄 松野殿御消息	得一	一乘要決 私聚百因縁集 五教章通路記 顯謗法抄 開目抄 観心本尊抄
	日本大藏經五十一・六二・五 上一一五(右) 〃 五一 〃 一〇九 日仏全二四三 定遺一一四二		恵全二一〇・六一 日仏全一二九 大正藏經七二一三三九 定遺二五七 〃 五五八・六〇八 〃 七〇八

得一	曾谷入道殿許御書 撰時抄 秀句十勝抄 断簡七七	定遺九〇六・九〇七 " 一〇三七・一〇三八 " 二三六一 " 二五〇六	鹿食者	守護国界章	伝全一	をみると、あらゆるところにこの語があつて、枚挙にいとまがない。(頁数は省く)
徳溢	一乗要決	恵全一一〇	短翻者	法華秀句	伝全三	特に七一、一〇九の間にこの語が多い。(頁数は省く)
溢和上	守護国界章	伝全二一・二五二	北轅者	決権実論	伝全二	たとえ、六八〇・六九一・四七
徳一菩薩	高野雜筆集 南都高僧伝 尊卑分脈	弘全三一・五六五・五六六 日仏全七 大系四一八	悪法相師	照權実鏡	伝全一一	たとえ、一五二・三一〇・四
徳耆菩薩	尊卑分脈	大系四一八	謗法者	守護国界章	伝全二	たとえ、一五二・三一〇・四
徳一大師	持法華問答抄 行敏訴状御会通 法華初心成仏抄	定遺二七七 " 四九八 " 一四一八	新法蔵師	守護国界章	伝全二一・一八七	
得一大師	私聚百因縁集	日仏全一二九	一師	一乗要決	恵全二	たとえ、一四〇〇・一四三
徳一大徳	法華行者値難事	定遺七九七	一	法華開示抄	日仏全一九〇	

以上が得一の伝の素描である。

(三) 得一の著作

得一の著作として現存するものは、真言密教の教理への疑問を提示した『真言宗未決文』⁽⁵⁾一巻のみで、他は総て散逸して残念ながら見ることはできない。しかし、最澄・源信の著に引用されているもの、さらに『注進法相宗章疏』、『東城伝灯目録』、『諸宗章疏録』などの目録類に記されているもの等によって、得一の著作を知ることができる。では、これらを整理しながら、その出典を含めて得一著作リストを作成すると次のようになる。

番号	書名	巻数	典拠	注進法相宗章疏	東城伝灯目録	諸宗章疏録	大屋境野塩入島地富貴原	徳城氏黄洋氏亮忠氏大等氏章信氏
1	同経(妙法蓮華経)要略	三	五教章通路記(大正蔵経七二・三三九・三四〇)	○	○	○	○	○
2	同経肝心	二		○	○	○	○	○
3	同経権文	一				○	○	○
4	法華新疏	一四	東国高僧伝(日仏全七四)					
5	仏性抄	(?)	照權実鏡(伝全一一一)					
6	中辺義統(章) ⁽⁹⁾	三	守護国界章(伝全二一・五二・二三四・六二六・六四六) 決權実論(伝全二一六・九九・七一九) 法華秀句(伝全三二七〇) 一乘仏性慧日抄(大正蔵経七〇・一八六) 一乘要決(恵全二一三〇・一〇五・一四三)	○	○	○	○	○
7	義鏡要略	七巻または七巻以上	法華開示抄(日仏全一九〇)	○	○	○	○	○
8	中辺義鏡残	二〇		○	○	○	○	○

9	(10) 慧日羽翼	三	決権実論(伝全二一六九九・七一九)法華秀句(伝全三一七〇)一乗要決(恵全二一〇・一四〇)二	○	○	○	○	○	○
10	遮異見章	三	決権実論(伝全二一六九九・七一九)法華秀句(伝全三一七〇)法華開示抄(日仏全二四三)	○	○	○	○	○	○
11	通破四教章	一			○	○	○	○	○
12	(11) 法相了義灯	一一	一乗要決(恵全二一六一)	○	○	○	○	○	○
13	(12) 同問答	二			○	○	○	○	○
14	同論(成唯識論)同異補闕章	二		○	○	○	○	○	○
15	同論(起信論)寛狹章	三		○	○	○	○	○	○
16	真言宗未決	一	(真蹟現存)			○	○	○	○
17	止観論	一	守護国界章(伝全二一三二〇~三三七)						
18	羽翼	(?)	秀句十勝抄(定二三六〇~一)						

[注]

- (1) 大正藏経五五一一四〇・一一四二・一一四四
 (2) 日仏全三一・三七
 (3) 日仏全三一・三七
 (4) 『寧楽仏教史論』(三九〇)
 (5) 『日本仏教史講話』(六五六)
 (6) 『新時代の伝教大師の研究』(二八四~五)
 (7) 『教理と史論』(一九七)
 (8) 『日本唯識思想史』(三〇一~二)

(○)印はリストアップされて
いるもの

- (9) 『東城伝灯目録』には『中辺義鏡』となっていて、「章」の字はなく、また、「又云恵日義鏡」と記している。なお最澄の著作に引用される場合は、『義鏡章』（伝全三一七〇）、『奥州義鏡』（伝全二一六二六）、『義鏡』（伝全二一六四六）、『中辺義鏡』（伝全二一一五二・六九九・七一九）、『会津章』（伝全二一一三四）と記されている。
- (10) 『注進法相宗章疏』には『同恵日羽足三卷』と記してあるが、この場合の同とは『能願中辺慧日論』をいう。
- (11) 『東城伝灯目録』は『補慧日論』と細注してある。
- (12) 書名の同は『法相了義灯』を指すが、「守護国界章十九卷最澄」との注が『東城伝灯目録』にある。なお本表は田村晃祐氏の「徳一著作考」（七八二〜三）『伝教大師研究』所収）に負うところが大きいことを付記する。

普通には1〜16までの一六部をリストアップすることができるが、これらの他に田村晃祐氏は「私は、徳一の『止観論』を、一部の著作と認めてよいと思う。これは『守護国界章』の中に全文が引用されており、従って、徳一の『中辺義鏡』の中に全文引用されていたものと思われるが、しかし、一著書と認めてよいだけのまとまったものである。」と、『止観論』を著書の一つにリストアップされている。とすると、得一の著作は計一七部が伝えられることになるが、もとよりこの多数の著書が事実あったかどうか確かめ難いところである。そして、さらにいえば、宗祖の『秀句十勝抄』の「仏説已顕真実勝一」の末尾の割り書きのところに、「得一羽翼三卷」と記されている。もし宗祖がいうように得一に「羽翼」という著があったとすると、計一八の著書を数えることになるのであるが、この『秀句十勝抄』の「得一羽翼三卷。七教二理四証二理」の記述が問題となる。すなわち、『法華秀句』は「十教二理破・四証二理破」であって、「七教」ではない。では、なぜ宗祖は「七教」と記されたのか。「七教二理・四証二理」は『守護国界章』にある得一の『中辺義鏡』の説であることは確かであるが、これと異なる『羽翼』となぜ記されたの

か、疑問が残るところである。しかし、考えてみるに、字すらが、音便が、得一の『慧日羽翼』に最も似ているから、その誤字か、それとも他に『羽翼』という著書があり、『中辺義鏡』の説をそのまま再録されたものか、これもまた疑問が残るところである。⁽⁸⁹⁾

四 得一の教学

最澄と得一との論争の最大の争点は仏性問題である。得一は解深密経・瑜伽論等を所依の經典と定める法相唯識の学説を持ち、仏性論については五性各別の説を立て、三乘差別が真実であると説いて、最澄の一乘平等・悉有仏性説を真向から否定したのである。再言すれば、得一の思想的立場は、法相宗の伝統的教学である三乘説に立脚して、五性各別説をとり、定性二乗や無情有情の不成仏を認め、『法華経』は不定性の二乗の者を大乘へ引き上げるための方便として説かれた經典であるので、権経であるとの立場に立ち、天台的な一乘思想を否定し、一乘説は方便であると考えたのである。

ここで本来ならば両者の主張をそれぞれ列举し、論争の経過及び得一の教学の一斑を窺うべきであるが、紙巾が許さないので省く。なお得一の華嚴及び真言密教批判等についても別の機会に譲る。

五 宗祖の得一観

ここで順序からいえば、最澄の得一観を述べて後、宗祖の得一観へと移るのが妥当のように思うが、前者については何れ述べる機会があるうから、今は後者について考察する。

(1) 宗祖の得一研究

宗祖の得一研究のテキストとでもいうべきものは、主として『守護国界章』と『法華秀句』、それに『天台宗遮那經業破邪弁正記』⁽⁹⁾（天仁二年一一〇九・葉雋⁽¹⁰⁾以下『破邪弁正記』という）の三書であると考えられる。今、遺文中にあらわれた得一関係のものを検討してみると次の通りである。

遺文	定	遺	出
頭 誦 法 抄	二五七		守護国界章（伝全二一五九三）の取意。
持 法 華 問 答 抄	二七七		守護国界章（伝全二一五九三・六五二〇三）、法華秀句（伝全三一四三〇四）の取意と、破邪弁正記（天全二一九一）の引用。
行 敏 訴 状 御 会 通	四九八		守護国界章（伝全二一五九三・六五二〇三）、法華秀句（伝全三一四三〇四）の取意。
開 目 抄	五五八		守護国界章（伝全二一八六・一九五）の引用。
	六〇八		〃
観 心 本 尊 抄	七〇八		守護国界章（伝全二一八六・一九五）の引用。
法 華 行 者 値 難 事	七九七		守護国界章（伝全二一八六・一九五）の引用。
曾 谷 入 道 殿 許 御 書	九〇六		敝密にいえば不明であるが、しいてあげれば、「三乘真実一乘方便説破」についてであるから、守護国界章・法華秀句等の取意であろう。
	九〇七		〃

典

撰時抄	一〇三七〜八	守護國界章（伝全二一八六・一九五）の引用と、破邪弁正記（天全一九二）の引用。
松野殿御消息	一一四二	破邪弁正記（天全一九二）の引用。
法華初心成仏抄	一四一八	法華秀句（伝全三一二五二）の応用と、破邪弁正記（天全一九二）の引用。
秀句十勝抄	二二六〇〜一	法華秀句（伝全三一三・四三〜四・四五〜六）の引用。
断簡七七	二五〇六	不明。 （細かい内容については指定の遺文・出典を参照して検討していただきたい。）

以上のように、宗祖の得一に関しての記述は、前に掲げた三書を拠としておくことを知るのである。つまり宗祖の得一研究は、最澄というフィルターを通しての研究であると言えるであろう。

(四) 宗祖の得一著作読書

宗祖の得一著作関係の読書は、既述の『秀句十勝抄』の「得一羽翼三卷」という一文を除いて他には見られない。これ以外の読書については、宗祖の最澄著作の読書範囲中、三一権実論争に関連するものを検討すれば、自然に答が導き出されるであろう。すなわち、論争に係わる最澄の著は、『守護國界章』（ただし、『法華已惑』四巻は『守護國界章』の中巻と同文である。⁽⁶²⁾）・『法華秀句』・『照権実鏡』・『決権実論』の四書である。とすると、前述した得の一の一六部乃至一七部、あるいは一八部ある著作中、宗祖は『仏性抄』・『中辺義鏡章』・『慧日羽足』・『遮異見章』の四書を、最澄の著書を通して、完全な姿とはいえないが、読書されていたことを窺い知ることができる。⁽⁶³⁾

(六) 宗祖の得一行為知識

宗祖の得一に関する行跡知識は極めて貧弱である。その証拠に、既述の得一の伝と比較しながら論を進めると明瞭である。すなわち、出自・誕生年・学系・東国隅居・梵宇草創・寂地寂年・生活態度等について対比してみると、出自・誕生年についての言及は一切ないが、ただ『行敏訴状御会通』に

延暦大同弘仁之比⁽⁶⁴⁾

と述べ、得一の活躍年代を記している。

学系については『持法華問答抄』に、

此は法相宗の人也⁽⁶⁵⁾

と、『行敏訴状御会通』に、

南都徳一大師⁽⁶⁶⁾

と述べられるだけである。しかし、得一がシナの窺基の教学の流れを汲む者であることは知っておられたようである⁽⁶⁷⁾。

東国隅居については、『頭謗法抄』に、

東土の得一⁽⁶⁸⁾

と記されるのみである。

梵宇草創・寂地寂年・生活態度等については何の記述もない。

(二)宗祖の得一批判

まず宗祖は得一を「一乘方便三乘真実説」の謗法者としての認識である。例えば『曾谷入道殿許御書』に、

基法師、、、、、立ッ二乘方便三乘真実之義二。此之邪義非レ流三布於震且二日本得一、、、、、盛談三非義二。(69)
と述べられることよつて明白である。同様のものが『顯謗法抄』・『持法華問答抄』・『行敏訴状御会通』・『撰時抄』(70)・『法華初心成仏抄』・『秀句十勝抄』(71)等である。

次に宗祖は、当然のことながら三一権実論争二において、得一は最澄によつて破折されたとの見解である。一例をあげると、前引の『曾谷入道殿許御書』の次に、

日本得一一称徳天皇御時盛談三非義二。爰伝教大師悉破三彼邪見二了。(72)
と示されている。類文に『顯謗法抄』・『持法華問答抄』(73)・『行敏訴状御会通』(74)・『撰時抄』(75)・『法華初心成仏抄』(76)などがあげられる。

三に『守護国界章』の

咄哉智公。汝是誰弟子。以下不足三寸二舌根。而謗覆面舌之所説教時。(77)

の文についてであるが、この本来の意味は、法相宗の重要經典である『解深密經』を、智顛が「仏の真意を説いた經典ではない」と判釈したことに対して、得一が智顛に反論罵詈しての一節である。これを宗祖は『開目抄』(78)・『法華行者値難事』(79)においては、法華行者値難の先例として用い、『観心本尊抄』(80)における扱いは、第一七問の一一にあつて、智顛以後の和漢の大師が智顛を貶挫するを挙げて難じ、『撰時抄』(81)においては、真言批判の「誣盜醍醐の傍例」として引用されている。

四に『持法華問答抄』(82)・『撰時抄』(83)・『松野殿御消息』(84)・『法華初心成仏抄』(85)等の「得一の舌が八つに裂けた」との記述は、前述の『破邪弁正記』にいう

東国徳益破^レ止観宗[、]舌爛^ニ口^中一^{〇九}

との説に類似しているがゆえに、多分この説にしたがったものであろう。

(六) おわりに

以上極めて荒い論となつてしまつたが、むすびとして一言述べるならば、宗祖の得一観は、宗祖の外相承の師最澄が、一三権実の問題を大々的な論争として展開したにもかかわらず、非常にクールな観察態度であることをまづもつて知るのである。その理由を愚考するに、

(1) 源信の『一乗要決』⁽²⁾の冒頭の文に明白な通り、当時の仏教界の通念として、一三権実問題は既にけりがついていた。

(2) 日本仏教史という流れに一石(最澄との論争)を投じたことは認めるとしても、それによって大勢が大きく変化するということはなかつた。

(3) 何といつても宗祖の布教上の最大の攻撃目標は、反立正安国の動きをする法然の念仏にあった。などが、挙げられると思うのである。

(1) 「会三婦」・「開権顕実」ともいう。

(2) 法華経(上) 一〇六

(3) 〳 (中) 一五六

(4) 得一は一六七〇八頁の表によつても明白な通り、様々な字を以て書かれている。一般には「徳一」と記される場合が多いが、拙稿においては「得一」として統一する。なぜなら宗祖は『開目抄』・『観心本尊抄』・『撰時抄』等の主要遺文において「得一」と記される場合が多いからである。

(5) 得一及び三一権実論争についての主たる著述は、浅井円道氏「日本における伝承―最澄と法華経」(『講座日蓮一』所収)、坂本六良氏『徳一と恵日寺』、塩入亮忠氏「徳一法師雑考並に伝教大師との論争」(『新時代の伝教大師の研究』所収)・「守護国界章解題」(『国訳一切経・諸宗部一七』所収)、島地大等氏「徳一の教学に就て」(『教理と史論』所収)、鹽田香融氏『日本思想大系4最澄』、田村晃祐氏『最澄辞典』・「徳一著作考」(『伝教大師研究』所収)、常盤大定氏『仏性の研究』等である。なお拙稿は上述の著述に負うところが多い。

(6) 大日本仏教全書(以下日仏全と略称する) 一一九

(7) 日仏全七。なお『南都高僧伝』の成立時期を一応鎌倉末期としておく。その理由は、岩波の『国書総目録』(六一三〇三)に「◎東博・茶因成賢(鎌倉時代写一軸、嘉暦年間古文書紙背)」と記されているところに注目した結果である。

(8) 新訂増補国史大系『尊卑分脈』第二編(以下大系と略称する) 四一七〇八。なお注①参照。

(9) 日仏全七四

(10) 〃 一〇九

(11) 鹽田香融氏「恵美家子女伝考(上)」(三一〇三「史泉」三三二号所収)を参照されたい。

(12) 塩入氏前掲(「徳一法師雑考並に伝教大師との論争」)著(一五三)を参照されたい。

(13) 日仏全七

(14) 〃 五一

(15) 〃 七四

(16) 〃 一〇九

(17) 〃 一二九

(18) 傍点のことについては、塩入氏前掲(「徳一法師雑考並に伝教大師との論争」)著(一五六〇八)に詳述されているので参照されたい。

(19) 伝全三一七六

- (20) 島地大等氏『日本仏教教学史』(七五〇一〇〇)、田村芳朗氏『日本仏教史入門』(三八〇五二)を参照されたい。
- (21) 鹽田氏前掲(『最澄』)著(四九二)を参照されたい。
- (22) 日仏全五一
- (23) ♪ 七四
- (24) ♪ 一〇九に「門弟繁興」とある。
- (25) 大系四一八
- (26) 大正藏經五五―一二四二
- (27) ♪ 一二六二
- (28) 日仏全一〇九
- (29) 伝全二一六一五
- (30) 守護国界章(伝全二二三六)
- (31) 日仏全一〇九
- (32) ♪ 一一〇
- (33) ♪ 一二九
- (34) 上卷一五丁(右)(大正大学図書館蔵)
- (35) 一六〇
- (36) 一二七(『統群書類従』二九輯上所収)
- (37) 塩入氏前掲(「徳一法師雜考並に伝教大師との論争」)(一六二―七二)を参照されたい。
- (38) 日仏全一二九
- (39) ♪ 五一
- (40) ♪ 七
- (41) 大系四一八
- (42) 日仏全七四
- (43) ♪ 一〇九

- (44) 坂本六良氏『徳一と恵日寺』を参照されたい。
- (45) 弘全三一五六五
- (46) 日仏全五一
- (47) 七四
- (48) 一〇九
- (49) 五二に「全身不_レ破」とある。
- (50) 大系四一八に「全身長留于今不_レ爛_レ云云」とある。
- (51) 日仏全七四に「全身不_レ破」とある。
- (52) 一一〇に「全身不_レ破」とある。
- (53) 尊卑分脈(大系四一八)、本朝高僧伝(日仏全一一〇)
- (54) 本朝高僧伝(日仏全一一〇)
- (55) 日本大藏經五十六二五〇三〇
- (56) 田村氏前掲(「徳一著作考」)著(七八二)
- (57) 定遺二三六一
- (58) 〃
- (59) 田村氏前掲(『最澄辭典』)編(一八七)を参照されたい。
- (60) 天台宗全書(以下天全という)所収。ちなみに記すが、『御書抄』(『日蓮宗全書』所収には「舌裂_レ八云事。破邪弁正記、云物明_レタリ。此説堀川院御宇山門住侶眞賢法橋云人作也。東国徳益破_レ止観宗舌爛_レ口中云へり。)(三九一)とある。
- (61) 天全一八九に「天仁二年己丑臘月黒半九日甲午。延暦寺天台宗兼学眞言止観阿耨末葉。根本正法藏唐院眞言藏下司釈葉備謹、疏_レ此記」とある。
- (62) 浅井円道氏『上古日本天台本門思想史』(八二五)の注⑩を参照されたい。
- (63) 大屋徳城氏は『寧楽仏教史論』において、「徳一の著述は鎌倉時代迄は存在したと見え、鎌倉初期の著述に往々引用されて居る。今二三の例を示す。」「(三九六)と記して、貞慶の『法華開示抄』からの引文を提示している。
- (64) 定遺四九八

- (65) ♪ 二七七
- (66) ♪ 四九八
- (67) 曾谷入道殿許御書 (定遺九〇六〜七)
- (68) 定遺二五七
- (69) ♪ 九〇七
- (70) ♪ 二五七
- (71) ♪ 二七七
- (72) ♪ 四九八
- (73) ♪ 一〇三七〜八
- (74) ♪ 一四一八
- (75) ♪ 二三六〇〜一
- (76) ♪ 九〇七。なお宗祖は論争の時期を「称徳天皇御時」と明示されているのであるが、称徳天皇の在位は七六四年〜七七〇年である。
- (77) 定遺二五七
- (78) ♪ 二七七
- (79) ♪ 四九八
- (80) ♪ 一〇三七〜八
- (81) ♪ 一四一八
- (82) 伝全二一八六・一九五
- (83) 定遺五五八・六〇八
- (84) ♪ 七九七
- (85) ♪ 七〇八
- (86) ♪ 一〇三七
- (87) ♪ 二七七

- (88) ♪ 一〇三八
- (89) ♪ 一一四二
- (90) ♪ 一四一八
- (91) 天全一九一
- (92) 恵全二一一

付記

最後に、かかる杜撰なるものを以て、林是幹先生の古稀を記念する論文とすることは内心忸怩たるものがある。先生の御寛恕を願うと共に、今後の研鑽の課題としたい。

なお『昭和定本日蓮聖人遺文』は定遺、『伝教大師全集』は伝全、『弘法大師全集』は弘全、『恵心僧都全集』は恵全、『大正新脩大藏経』は大正藏経とそれぞれ略称した。